

こ企第515号
平成28年4月11日

日本共産党横浜市会議員団
団長 大貫 憲 夫 様

横浜市長 林 文 子

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定にあたっての提案・要望」
に対する回答について

横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）素案の市民意見募集において、先に御提案・御要望のありました標記につきまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、頂いた御提案・御要望を含む、すべての御意見及び回答を以下の市ホームページに掲載します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/action/plan/kodomoplan2016-2021.html>

担当 こども青少年局企画調整課長
渋谷 昭子 電話 671-4280

【対応状況】

賛同: 素案の内容と同趣旨、素案に賛同いただいたもの

修正: 素案を修正し、趣旨を盛り込むもの

参考: 個別の取組等に対する意見や質問として、参考として取り扱う

分類	御意見	対応状況	回答
施策1 気づく・つなぐ・見守る	(1)母子保健施策・地域子育て支援施策として、妊娠期から子育て支援にわたる相談の充実を図るために、支援の必要な家庭に、早期に継続して訪問などが実施できるよう、職員を増員すること。	参考	職員の増員についていただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。 また、素案の「地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施」のとおり、平成28年1月から各区の地域子育て支援拠点に相談の専任職員を配置し、個別ニーズに応じて情報提供、相談、援助、助言を行うなど、相談の充実を図っています。
施策1 気づく・つなぐ・見守る	(2)教育と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーを増員すること。	参考	施策1「気づく・つなぐ・見守る」において、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭を配置し、児童生徒支援の体制を充実することとしています。 いただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。
施策1 気づく・つなぐ・見守る	(3)義務教育の中で、中学生が母子保健や健康管理などについて専門家から学ぶ機会を充実させること。命の尊厳を守る行政の役割(生活保護・母子手帳交付・こんにちは赤ちゃん訪問事業等)について、パンフレットの作成・配布等で、中学生に周知すること。	参考	「義務教育の中で、中学生が母子保健や健康管理などについて専門家から学ぶ機会を充実させること」や「命の尊厳を守る行政の役割(支援策)」について、中学生に周知することについて、いただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。
施策1 気づく・つなぐ・見守る	(4)高校中途退学者の6割が1年生のうちに退学していることから、中学卒業後の子どもについて、訪問指導をはじめとしたつながりや見守りなどの支援策を強化すること。	参考	市立高校においては、生徒の到達度に応じて基礎を改めて学ぶ「学び直し」やスクールカウンセラー等による相談支援や民間との連携などにより、生徒の就学継続に取り組んでいます。 頂いた御意見の趣旨については、具体的な取組の検討にあたっての参考としてまいります。
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(1)保育の質と量を保つために保育士の確保をすすめること。そのためにも保育士の処遇を改善し、潜在保育士が職場復帰を果たせるようにすること。	参考	「保育士確保及び処遇改善」については、国の補助金を活用するなどして、本市においても保育士就職面接会の実施など保育士確保の取組を行うとともに、保育士の処遇改善を行い労働条件の改善等に努めるなど、民間保育所の支援を行っております。 また、潜在保育士が職場復帰を果たせるよう、潜在保育士に向け、四泉市首長メッセージを発信するなど、潜在保育士の保育現場への復帰、就職を促しています。 いただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。

【対応状況】

賛同：素案の内容と同趣旨、素案に賛同いただいたもの

修正：素案を修正し、趣旨を盛り込むもの

参考：個別の取組等に対する意見や質問として、参考として取り扱う

分類	御意見	対応状況	回答
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(2)保育所の保育料の負担軽減策を拡充すること。	参考	いただいたご意見は、素案の「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」に含まれています。 平成28年度は、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。 いただいたご意見も踏まえながら計画を推進してまいります。
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(3)私立幼稚園就園奨励補助金を増やすなど、幼稚園の保育料を軽減すること。	参考	いただいたご意見は、素案の「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」に含まれています。 平成28年度は、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等について、更なる負担軽減を図ります。 いただいたご意見も踏まえながら計画を推進してまいります。
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(4)保護者の負担を軽減して経済的に厳しい家庭の子どもでも放課後児童クラブに入所できるよう、学童保育所への運営費補助・家賃補助の大幅増額をすること。	参考	放課後児童クラブに対しては、地域の事情や参加児童数等に応じた運営費を補助しています。国の補助制度を活用しながら、放課後児童クラブの運営に必要な支援を行ってまいります。 なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯に対して、国の制度にはない補助項目として、本市が独自に減免制度を設けています。
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(5)就学援助制度の項目の拡大と認定基準の大幅な引き上げで、義務教育無償が名実ともに実施されるようにすること。	参考	就学援助制度は、国の補助基準に準じて行っております。認定基準につきましては、他都市と比較しても、適正な水準であると考えております。
子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進	(6)中学校給食は、栄養バランスのとれた季節にふさわしい食事や日本の伝統食を学び、みんなと一緒に温かい食事をとることで、心もからだも成長させる教育として重要です。貧困家庭では食生活が貧しい傾向があるので、貧困対策としても、就学援助の対象である中学校給食を早急に実施すること。	参考	本市の中学校昼食につきましては、26年12月に、家庭弁当を基本とし、家庭弁当と事前予約による配達弁当のどちらも選択できる環境を整え、当日注文できる業者弁当で補完する「横浜らしい中学校昼食のあり方」をまとめました。今後は、このあり方を踏まえ、中学校昼食の充実に取り組んでまいります。 現在、家庭弁当を持参できないことがわかっている場合などに、生徒・保護者のご都合に合わせて注文できる、栄養バランスのとれた配達弁当の28年度中の全校実施を目指して、準備を進めております。
施策3 貧困の連鎖を断つ	(1)貧困の連鎖を断つための将来の社会的・経済的自立に繋がる学力保障には、学校における一人ひとりの子どもに担任教師が向き合う十分な時間の確保が必要です。そのためにも、35人以下学級など少人数学級を小・中学校で実施すること。	参考	少人数学級の推進につきましては、法律の規定をはじめ、人材の確保、毎年の人件費の財源確保などの点から、様々な課題があります。 いただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。

【対応状況】
 賛同：素案の内容と同趣旨、素案に賛同いただいたもの
 修正：素案を修正し、趣旨を盛り込むもの
 参考：個別の取組等に対する意見や質問として、参考として取り扱う

分類	御意見	対応状況	回答
施策3 貧困の連鎖を断つ	(2)市民アンケートでは、経済的な理由で高校進学を諦める家庭の実態が明らかになりました。高校では授業料だけでなく、制服代や部活動費、交通費なども財政的に大きな負担です。貧困の連鎖を断ち切るためにも、どの子も高校進学への希望が断ち切られることのないよう、市の高校奨学金の学力条件を外して受給者数を増やすとともに、一人当たりの受給額を増やすこと。	参考	就学支援金制度や26年度に新設された神奈川県高校生等就学給付金制度等もあり、横浜市高等学校奨学金の制度変更は現時点では予定しておりませんが、いただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。
施策3 貧困の連鎖を断つ	(3)学習支援が無料で受けられる「寄り添い型学習等支援事業」を区内数か所に増やすとともに、事業費を増やして事業の継続性の担保や内容の充実を図ること。また、国に必要な予算を求めること。対象を中学校3年生に限ることなく高校生や小学校高学年、中学1・2年生にも拡大すること。さらに、民間が行っている無料塾や食事提供等を行っている居場所への支援を行うこと。小学生が利用できる学習支援の場所を小学校区毎につくること。	参考	将来の自立に向けた高校進学のための「寄り添い型学習支援事業」を全区に展開します。主な対象は中学3年生ですが、一部では中学1・2年生からの支援に取り組んでいる例もあります。 また、民家など家庭的な雰囲気の中で、小・中学生等を対象とした、手洗いや歯磨き、調理等の基本的な生活習慣等を身につけるための支援および学習支援を行う「寄り添い型生活支援事業」を28年度は1区拡充し、8区で実施します。 これらの事業は、国の生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業として、補助を受けていますが、引き続き、国に対しても必要な財源の措置について要望してまいります。 食事の提供を含む居場所づくりなどについては、現時点で、現時点で本市としての具体的な取組はありませんが、計画推進にあたり、他都市の取組や地域の自主的な取組についての情報収集等を行い、本市の状況を踏まえて検討を進めることが必要と考えています。
施策3 貧困の連鎖を断つ	(4)生活保護家庭を含む貧困家庭の子どもや児童養護施設の退所者の大学進学を支える横浜市独自の支援策をつくること。	参考	施設等退所者への進学支援については、民間の支援団体等と連携してスピーチコンテストを実施し、参加者に奨学金として卒業までの間生活費等を支給するプログラム「カナエール」や、進学時に必要な入学金等の初年度納入金の一部を支援する取組を行っています。 生活保護制度においては、高校卒業後世帯として自立を目指していただくことが前提ですが、高校生自身の収入を、学習力の向上や進学等に向けた費用の一部に充てることができる取扱いが設けられる等、自立を支援する施策の幅が広がっているため、適切に運用してまいります。
施策3 貧困の連鎖を断つ	(5)外国につながる子どもには、生活言語は通じてても教育言語がなかなか身につかないという問題があり、進学やその後の就職にも不利な影響が及ぶ場合が多くなっています。日本語指導が必要な児童生徒に適切な教育的支援ができるよう日本語教室の増設や、国際教室担当教員を増員すること。	参考	日本語教室の増設については、いただいたご意見の趣旨を今後の計画推進の参考とさせていただきます。国際教室担当教員については、国や県が配置基準を決定しているため、今後も国や県に増員を働きかけて参ります。
施策4 困難を抱える若者の力を育む	(1)児童養護施設の退所者が安定した自立した生活がかなうよう、自立までのサポートを一人ひとりに確実にすること。	参考	施設等退所者への支援の充実につきましては、いただいたご意見も参考にしながら検討していきます。
施策4 困難を抱える若者の力を育む	(2)一人暮らしの若者への住宅費補助を行うこと。	参考	公営住宅、公的賃貸住宅、民間賃貸住宅等で重層的な住宅セーフティネットを構築しています。 セーフティネットの核である限られた市営住宅や地域優良賃貸住宅は、バランスに配慮しながら、高齢者のみの世帯を中心に、子育て世帯等の住宅困窮者を対象としています。 このため、若年・中高年単身者などの住宅困窮者については民間賃貸住宅で対応することを想定しています。

【対応状況】

賛同：素案の内容と同趣旨、素案に賛同いただいたもの

修正：素案を修正し、趣旨を盛り込むもの

参考：個別の取組等に対する意見や質問として、参考として取り扱う

分類	御意見	対応状況	回答
<p>施策4 困難を抱える若者の力を育む</p>	<p>(3)地域において不登校や引きこもり状態にある青少年の自立を支援する地域ユースプラザを全区に設置すること。(現在市内4カ所)</p>	<p>参考</p>	<p>地域ユースプラザについていただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>施策5 生活基盤を整える</p>	<p>(1)住まいは人権です。安定した家庭で子どもが健康で文化的な生活のもとで成長できるよう、子育てりふいんの入居所得要件を引き下げるとともに、新たに低所得世帯に対する家賃補助制度を創設すること。市営住宅を増設すること。</p>	<p>参考</p>	<p>子育てりふいんでは既に一定所得以下(世帯月収額0円～)の世帯の入居を可能としており、収入の少ない子育て世帯が低廉な家賃で安心して生活できるよう、引き続きその他の入居要件の緩和にも努めて参ります。低所得の高齢者向け家賃補助付き住宅においても、今年度より子育てりふいんとの合築による多世代型住宅の普及を進めています。 また、現在、市内には、市営及び県営住宅や住宅供給公社、UR都市機構の賃貸住宅を合わせた「公的な賃貸住宅」が供給されています。その中で、市営住宅は県営住宅と合わせて一定程度のストック数が供給されていると認識しています。 今後の市営住宅の建替えや長寿命化等については、住宅政策審議会の答申を踏まえ、検討を進めていきます。</p>
<p>施策5 生活基盤を整える</p>	<p>(2)誰もが安心して医療機関を受診できるように、小児医療費助成を通院でも中学校卒業まで拡大すること。</p>	<p>参考</p>	<p>小児医療費助成の拡大についていただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>施策5 生活基盤を整える</p>	<p>(3)横浜市の公務職場での非正規雇用をなくすとともに、公契約条例を制定して、官制ワーキングプアをなくすこと。</p>	<p>参考</p>	<p>市職員の配置につきましては、業務実態等を見極め、必要性を検討し、適切に対応してまいります。 本市契約に従事する労働者の賃金等の労働条件の確保は重要だと考えていますので、本市では、低価格競争対策や社会保険未加入対策などに積極的に取り組んでいます。 公契約条例の制定については、「労働者の賃金等の労働条件については、労使間での自主的な決定が原則」という国の見解があるほか、様々な意見がありますので、今後も国の動向を注視しながら、引き続き研究を行ってまいります。</p>
<p>施策5 生活基盤を整える</p>	<p>(4)中小企業への支援強化など雇用安定に向け、対策をとること。</p>	<p>参考</p>	<p>市内中小企業への支援については、公益財団法人横浜企業経営支援財団において、ワンストップ相談窓口の設置や専門家の派遣、各種セミナーの開催等の総合的・継続的な支援を行うなど経営基盤の強化に努めております。中小企業への支援強化など雇用安定に向けていただいたご意見の趣旨は、今後の計画推進の参考とさせていただきます。</p>
<p>計画の推進</p>	<p>6.以上の施策を推進するために、全庁的に統括する体制をつくること。</p>	<p>修正</p>	<p>こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局等の関係区局による庁内の検討会や、支援者や有識者等による会議を開催し、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、連携を図りながら確実に対策を講じてまいります。御意見を踏まえ、計画推進にあつたつての庁内の連携体制について、第6章に記載します。</p>